

⑦補償保険制度について



万一の事故に備えて、ファミリー・サポート・センターは「サービス提供会員傷害保険」、「賠償責任保険」及び「依頼子供傷害保険」に加入しています。

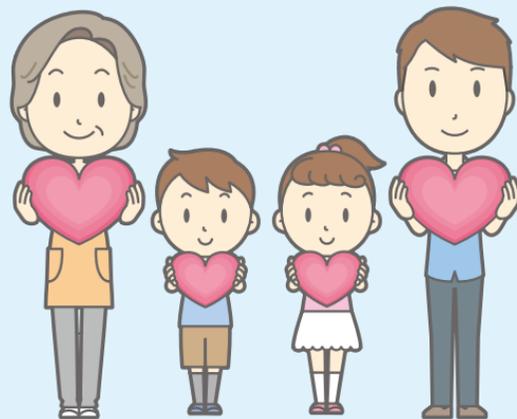
1. サービス提供会員傷害保険

サービス提供会員が、保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と依頼会員子ども宅、保育施設等への往復途上(自宅との通常の経路)において、急激かつ偶然に起こった事故により傷害を被った場合に補償するものです。

(対象とならない主な傷害)

- 靴ずれ、しもやけ、ひやけ、日射病等

※センターによって加入している保険が異なりますので、詳細につきましてはアドバイザーにご確認ください。



2. 賠償責任保険

サービス提供会員が、保育サービス提供中の監督ミスや提供した飲食物等が原因で、保険期間中に日本国内において第三者(依頼会員の子どもを含む他人。なお、サービス提供会員と同居の親族を除く。)の身体または財物に損害を与えたことについて、センター及びサービス提供会員が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

なお、交通事故の場合、車両に対する保険金はお支払いできません。

(対象とならない主な例)

- 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- 自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機、施設外にある船・車両、動物の所有や使用、または管理に起因する賠償責任

3. 依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもが、保育サービスを受けている間に、急激かつ偶然に起こった事故によって傷害を被った場合に、サービス提供会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

(対象とならない主な例)

- サービス提供会員傷害保険と同じです。

「お見舞い金制度」について

お見舞金制度は、サービス利用会員の子どもがサービス提供会員の財物を破損したり、サービス提供会員の子どもにケガをさせた場合等に、サービス提供会員に対し30,000円を限度にお見舞金を支払う制度です。

このページに記載されている事項は一例です。詳細につきましては、アドバイザーにご確認ください。